

高速道路の開通に伴う 兵庫県屋外広告物条例の禁止地域等指定について

兵庫県屋外広告物条例では、広告物の掲出が優れた景観を阻害する恐れや、通行車に向けた広告物掲出が円滑安全な自動車交通に危害を与える恐れのある道路沿道を禁止地域等に指定し、広告物の掲出を抑制しています。

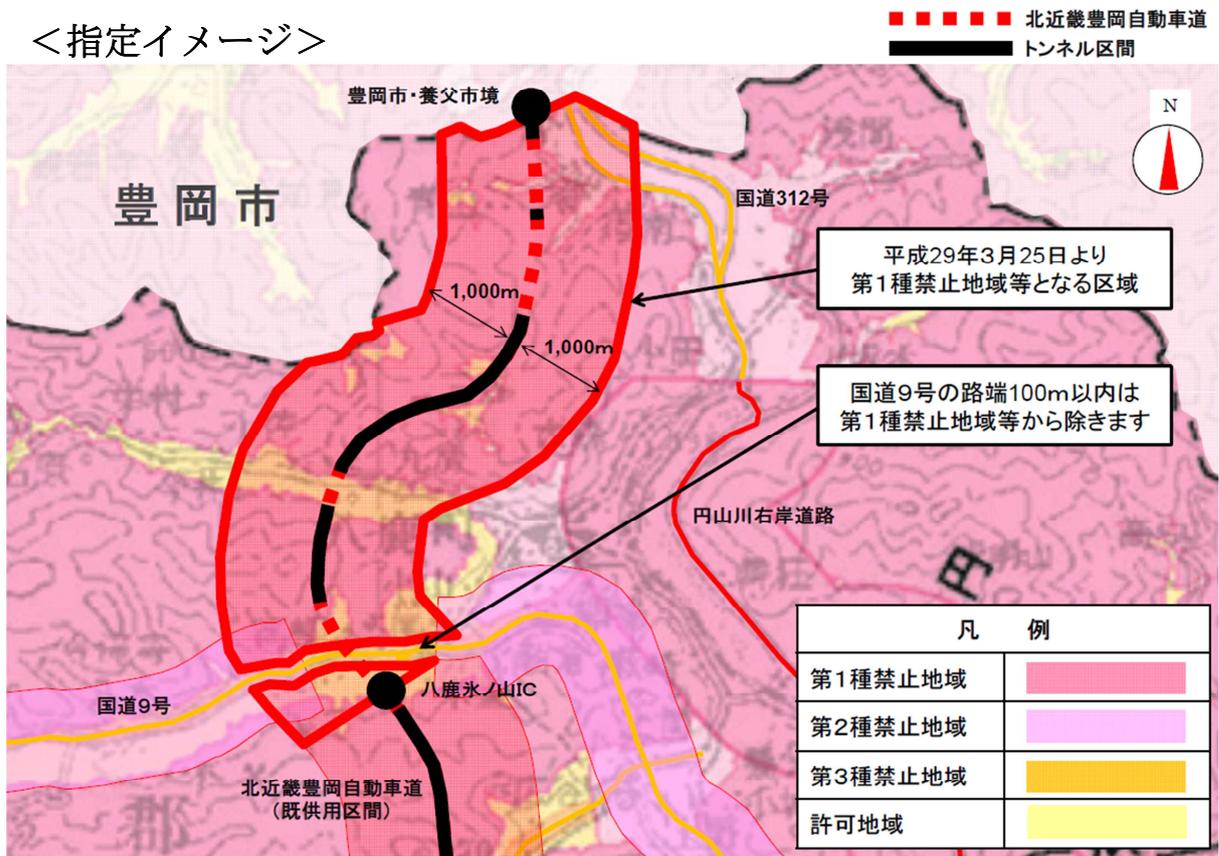
この度、県内での高速道路開通が予定されていることを受け、高速道路2路線、県道3路線を新たに禁止地域等に指定する予定としていますので、お知らせします。

1 高速道路関連：新規開通する2路線で禁止地域等を指定します。

① 国道483号北近畿豊岡自動車道（八鹿日高道路）

指定区間	八鹿氷ノ山 IC ～ 豊岡市・養父市境の区間
指定区域	路端から1,000m以内の区域 ※国道9号の路端から100mを除きます
禁止地域等の種別	第1種禁止地域等
規制の適用開始日	平成29年3月25日

<指定イメージ>



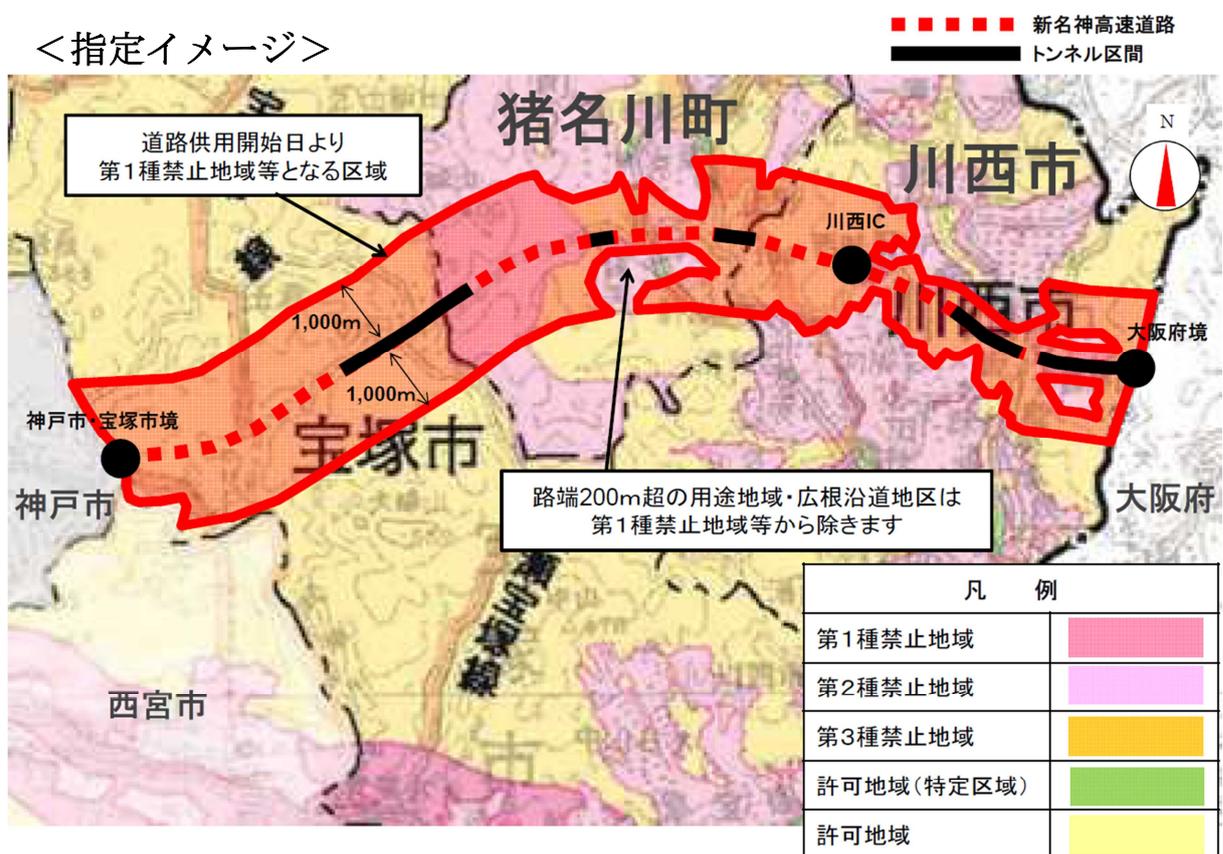
② 近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）

指定区間	大阪府境 ～ 神戸市・宝塚市境の区間
指定区域	路端から 1,000m以内の区域 ※路端から 200m超の用途地域、広根沿道地区を除きます
禁止地域等の種別	第1種禁止地域等
規制の適用開始日	道路の供用開始日（現在未定）と同日 ※供用開始区間から順次適用されます

【参考】NEXCOによる供用開始目標

- ・高槻JCT～川西IC：平成29年秋頃
- ・川西IC～神戸JCT：平成30年3月末頃

<指定イメージ>



2 一般道路関連：新名神高速道路に関連する3路線で禁止地域等を指定します。

指定路線及び区間	① 県道川西インター線（新規路線）の全区間 ② 県道塩瀬宝塚線の一部区間 ※今回指定により全区間が禁止地域等となります ③ 県道切畑猪名川線の全区間	
指定区域	①～③の路端から 100m以内の区域 ※用途地域を除きます	
禁止地域等の種別	第3種禁止地域等	
規制の適用開始日	①	道路の供用開始日（現在未定）と同日 ※供用開始区間から順次適用されます
	②及び③	①の供用開始日（現在未定）と同日 ※①のうち最も供用開始の早い区間における供用開始日より、全区間に適用されます。

<指定イメージ>

